

他社で新しいスキル、身につけてみませんか？

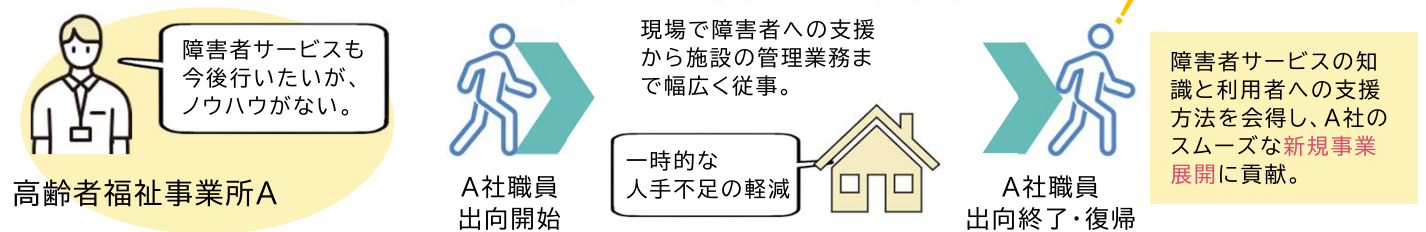
在籍型出向で産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)が利用できます

労働者のスキルアップといえば、まず企業内でのOFF-JTやOJTを思い浮かべますが、他社で**実務的なスキル**を身につけられる「在籍型出向(外部OJT)」という手法もあります。

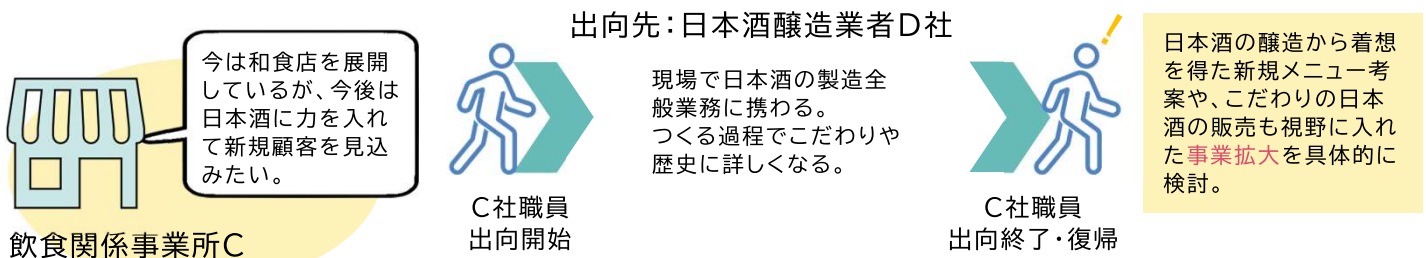
「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」では、「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対し助成を行っています。積極的な活用をご検討ください。

例えばこんな場合に活用できます

① 新規事業を考えている場合



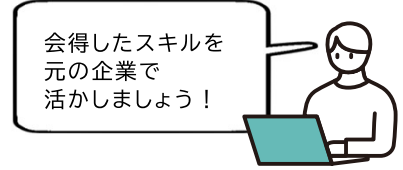
② 事業拡大を考えている場合



スキルアップ支援コースのポイント

助成対象となる「在籍型出向」とは？

- ・1か月以上2年以内の出向であること
- ・労働者のスキルアップを目的としていること
- ・出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後は、賃金を5%以上アップさせること



▶「賃金5%以上アップ」にはベースアップなども算定できます

助成金の審査にあたっては、出向前の賃金と「出向復帰後の賃金(6か月間)」を比較します。この「出向復帰後の賃金」には、例えば以下のケースのようにベースアップや賃金改定、出向復帰後に新たに付与する手当なども算定対象となります。

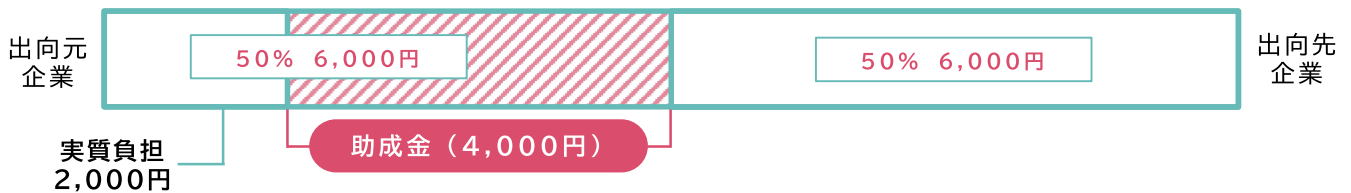
対象者	出向期間	出向前賃金	最低賃金改定(+51円)	R7.4.1時点 ベースアップ反映	R8.4.1時点 ベースアップ反映
出向者A	R7.1.1~ R8.3.31	20万円	-	20.5万円 (+5,000円)	21万円 (+5,000円)
出向者B	R7.1.1~ R7.12.31	基本給20万円	-	基本給20.5万円 技術手当0.5万円	-
出向者C	R6.10.1~ R7.9.30	月18.4万円 (時給1,150円)	月19.2万円 (時給1,201円)	月20万円 (時給1,250円)	-

※変動給や、固定残業代、労働と直接関係が薄い手当などは算定できない場合もあります。

助成内容

- ・出向元事業主が負担した「出向中の賃金の一部」について、最長1年間助成
- ・中小企業は2/3、それ以外の企業は1/2を助成
- ・上限額は出向者1人1日あたり8,635円まで

<支給額イメージ：賃金12,000円/1日の従業員を、出向元賃金負担50%で出向させる場合>
※中小企業の場合



Q
&
A

Q1. どのようにして出向先をみつけたらいいですか。

A. 「(公財)産業雇用安定センター」では、無料で出向に関する相談に応じています。

Q2. 出向先は異業種である必要がありますか。

A. スキルアップが目的であれば、出向先は同業種でも異業種でも大丈夫です。

産業雇用安定センター
ホームページ



申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の詳細については、厚生労働省のHPでご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省
ホームページ

